

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鹿沼市	西大芦地区（下大久保、上大久保、草久）	令和3年 3月25日	令和4年 3月25日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	160.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	107.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	51.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	21.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

・地区全体において、人口減少が進んでいることもあってか、同地区の担い手の集積率は1割弱となっている。数少ない担い手を中心に農業を維持している状態。遊休農地も拡大している。高齢化、後継者の不足、野生鳥獣の被害も深刻である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農地の関係上、土地改良は難しいと思われる。現在の担い手達で地域の農業を維持していくことを目標とする。集積・集約を考えたときには、境界木として植えられているウツギの木を地権者の理解を得て取り払い、農地の区画を大きくするというのも方法の一つである。また、農地の復元が不可能な耕作放棄地に関しては、農業振興地域外においては、山林に戻すという取り組みも必要と思われる。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。